

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父市滝の上町四一六六番一地先から 同市中宮地町四一七三番一地先まで
供用開始の期日	平成二十七年六月二十三日
備考	平成二十一年三月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六六・〇〇メートル